

金の密輸入に対する罰則強化

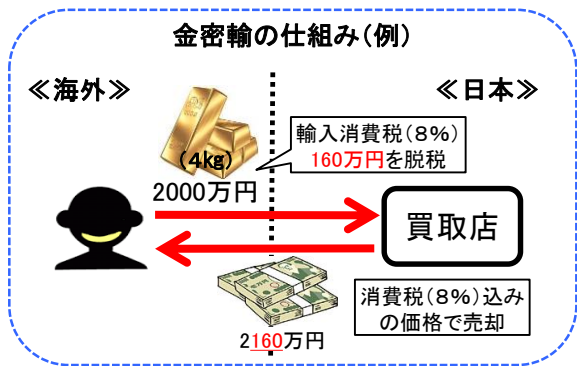
（平成29年11月29日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局）

金の密輸入に対する罰則強化①

背景

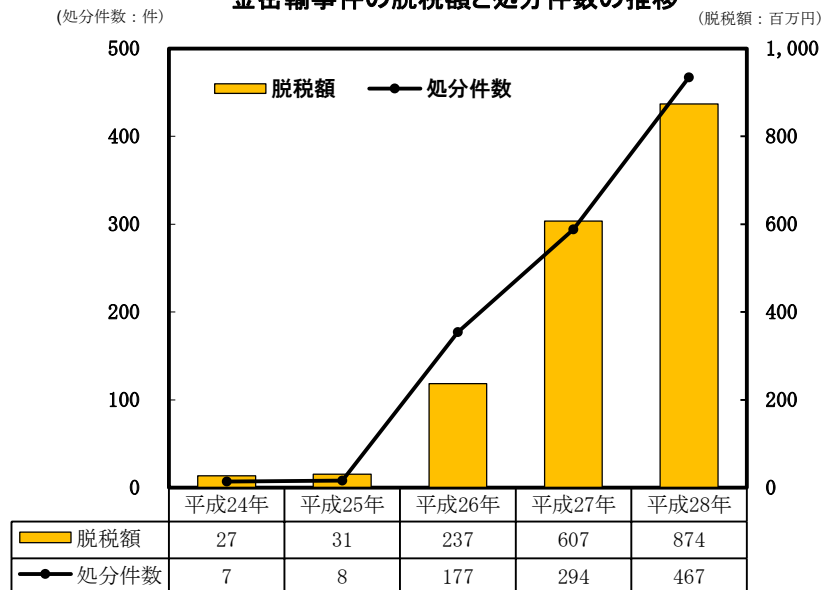
- 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入が多発。

<摘発数量> 平成28年 : 811件、約2.8トン
 → 平成29年1-9月 : 976件、約4.5トン
 <脱税額> 平成28事務年度 : 約8億7千万円(約2.5トン)



- こうした状況の下、税関における水際取締りを積極的かつ厳正に実施するため「ストップ金密輸」緊急対策を策定。

金密輸事件の脱税額と処分件数の推移 (脱税額：百万円)



※年は、事務年度(7月~6月)

「ストップ金密輸」緊急対策(抄) (平成29年11月7日公表)

検査の強化(第一の柱)

- 旅客への検査の強化
- 門型金属探知機の新規配備
- キャッシュ・クーリエ対策

処罰の強化(第二の柱)

- 厳正な通告処分の実施
- 検察官への告発の増加
- **罰則の強化**

情報収集の充実等(第三の柱)

- 関係機関との情報共有・連携強化
- 国内流通経路の解明
- (その他) 広報の充実・体制の整備

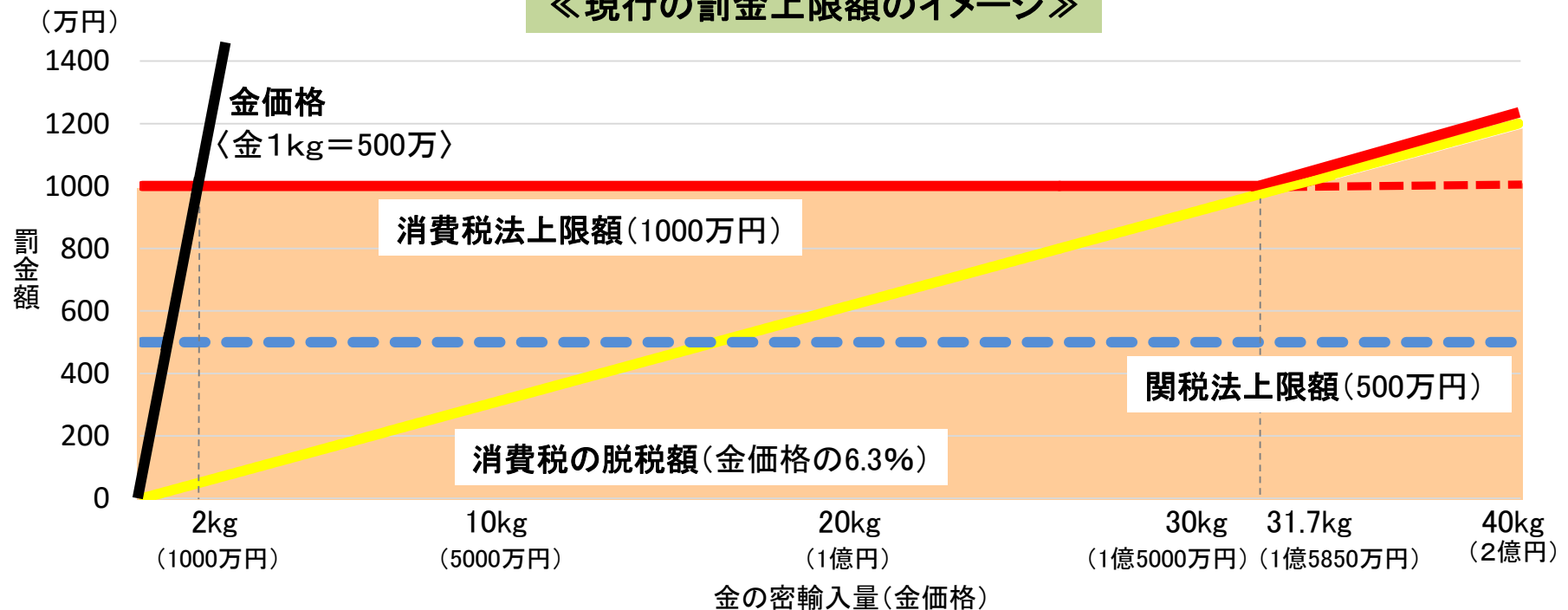
<参考1>金の密輸入に対する罰則(現行)

現行

金を密輸入した場合には、下記の3罪が成立。

- 無許可輸出入等の罪(関税法第111条)
⇒ 懲役5年以下・罰金500万円以下
- 消費税ほ脱罪(消費税法第64条) ※消費税率6.3%
⇒ 懲役10年以下・罰金1000万円以下(脱税額が1000万円超の場合は脱税額まで)
- 地方消費税ほ脱罪(地方税法第72条の109) ※地方消費税率1.7%
⇒ 懲役10年以下・罰金1000万円以下(脱税額が1000万円超の場合は脱税額まで)

《現行の罰金上限額のイメージ》



金の密輸入に対する罰則強化②

罰則強化の必要性

- 罰則の目的は、一般に、犯罪遂行を事前に抑止すること(一般予防)及び犯罪を犯した者に刑を科すことにより再犯を抑止すること(特別予防)にある。
- しかし、現下の金の密輸入の発生状況を踏まえても、関税法上の罰則は、金の密輸入者に対して効果的に不利益を与え、金の密輸入に対する抑止効果を発揮するための十分な水準とは言い難い。
- また、金の密輸入を根絶する観点からは、金の密輸入者のみではなく、悪質な国内買取業者や国内で換金した現金を密輸出する者に対しても厳正に対処する必要。

《金の密輸入に関する関税法上の罪》

	無許可輸出入等の罪 (関税法第111条)		密輸品譲受等の罪 (関税法第112条)
犯罪行為	金の密輸入	国内で換金した現金を密輸出(キャッシュ・クーリエ)	密輸品であることを知って金を買取る、運搬する等の行為
法定刑	懲役5年以下・罰金500万円以下		懲役3年以下・罰金300万円以下

金の密輸入に対する罰則強化③

改正の方向性

- 金の密輸入に対する抑止効果を高め、密輸入者等を一層厳正に処分するため、無許可輸出入等の罪及び密輸品譲受等の罪の罰金額を以下のとおり引上げ。
 - 無許可輸出入等の罪(関税法第111条)
罰金500万円以下⇒罰金1,000万円以下(貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合、価格の5倍まで)
 - 密輸品譲受等の罪(関税法第112条)
罰金300万円以下⇒罰金500万円以下(貨物の価格の3倍が500万円超の場合、価格の3倍まで)

改正の考え方

- 関税法の無許可輸出入等の罪の法定刑は、同じく輸出入に関する規制である外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)第69条の7(無許可輸出入等の罪)を参考に設定。
本年10月1日、安全保障上の懸念国との不正貿易等を防止するため外為法上の罰金額が引上げ。
(参考)外為法第69条の7:懲役5年以下・罰金1,000万円以下(貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合、価格の5倍まで)
- 金以外の貨物にも罰則強化の効果が及ぶが、必要性は金に限られるものではない(例. プラチナ、高級時計等の密輸入の可能性)。

＜参考2＞金の密輸入に対する罰則（改正後）

《改正後の罰金上限額のイメージ》

